

トピックス

農薬取締法の改正の要点

農林水産省生産局生産資材課農薬対策室

はじめに

昨年7月、山形県において、国内で登録を受けていない農薬を輸入・販売していた2業者が「農薬取締法」および「毒物及び劇物取締法」違反で逮捕された。その後、これら業者からの販売先および購入農家への立入検査等から、無登録農薬が全国的に販売・使用されている実態が明らかとなり、これまでに44都道府県において約270の営業所（個人を含む）が約4,000戸の農家に10種類の無登録農薬を販売していたことが判明している。

農林水産省では、今回の事態を食の安全を脅かす重大な問題であると認識し、昨年8月30日に遠藤副大臣を本部長とする「農林水産省動植物検疫・農薬問題等食品安全対策本部」を設置し、以下の取り組み事項を決定した。

①各都道府県知事に、すべての農薬販売業者（業者数約4万、営業所約7万）への無登録農薬販売の総点検の実施を指示（平成14年10月23日に結果公表）

②全中に対し、農協における無登録農薬の販売に関する総点検の実施、結果報告、公表を要請（平成14年10月23日に公表）

③個人輸入代行業者への立入検査の実施

④無登録農薬の販売に関与した業者の早急な処分（平成14年11月29日に監督処分を決定し業者名を公表。本年1～2月に処分を実施。）

⑤各都道府県内および都道府県と国との連携システムの構築

さらに、今後このような問題を未然に防止する観点から、急遽農薬取締法の改正案を国会に提出することとし、農薬の製造、輸入、販売段階での規制強化、使用者規制の導入、罰則の強化等を内容とする「農薬取締法の一部を改正する法律案」を昨年秋の第155回臨時国会に提出したところである。同法案は、同11月21日に衆議

院本会議、同12月4日参議院本会議において可決され、同11日に正式公布となった。

以下にその概要を紹介する。

農薬取締法の主な改正点

1 農薬の製造または輸入に係る登録制度の見直し

現行法では、農薬の製造業者や輸入業者に対し農薬販売について登録を義務付けてきたところであるが、近年、農薬を自家製造したり個人輸入する事例が増大していることに鑑み、今回改正により業以外の者についても規制対象を広げることとした。また、製造、加工、輸入の行為自体を規制することとし、この結果、農薬を製造し若しくは加工する者又は農薬を輸入する者は、一部の例外（「特定農薬^{※1}」）その他省令で定める場合。）を除き、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないこととなった（第二条第一項関係）。

2 農薬の販売に係る届出制度の見直し

（1）現行法では、農薬を業として販売する者（販売業者）に対し届出を義務付けていたところであるが、今次改正により、業以外の者を含め、農薬を販売又は授与する者は、氏名及び住所等を都道府県知事に届け出なければならないこととした（第八条第一項関係）。

（2）また、農薬を販売する者は、登録番号等の真実な表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこととした（第九条第一項関係）。

3 農薬の輸入の媒介を行う者に対する虚偽宣伝等の禁止

近年、国内で登録のない農薬を輸入のあっせんを行う者（輸入代行業者）を介して個人輸入する事例が増えていることから、農薬の輸入の媒介を行う者が、登録を受けていない農薬について当該登録を受けていると誤認さ

The Point of Partial Amendment of Agricultural Chemicals Regulation Law. By Agricultural Chemicals Administration Office, Agricultural Production Bureau, MAFF
(キーワード：農薬取締法)

^{※1}「特定農薬」とは、「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼす恐れがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」と定義される。昨年、都道府県およびインターネットを通じて特定農薬の候補資材に関する情報収集の結果、延べ約2,900件の情報が寄せられ、現在農薬資材審議会の意見を聴きつつ選定作業を進めており、本年2月にパブリックコメントを受け付ける予定。

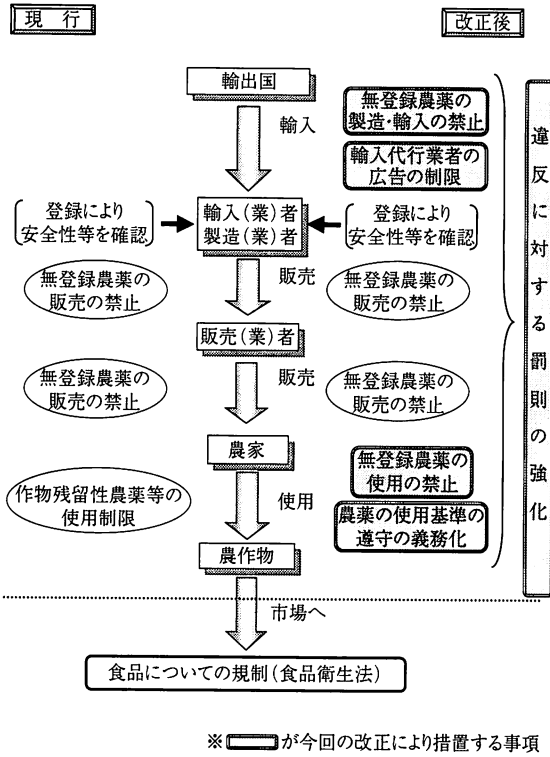


図-1 農薬にかかる規制の見直しについて

せるような宣伝を行うこと、又は農薬の有効成分の含有量若しくは効果に関して虚偽の宣伝をしてはならないこととした(第十条の二第一項関係)。

4 農薬の使用の禁止等

旧法では、農薬使用者に対する規制は一部指定農薬に限定されていたが、今回改正により農薬の使用者に対する規制を強化し、

- (1) 何人も、登録番号等の真実な表示のある農薬および特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと(第十一条関係)、
- (2) 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ

適正な使用を確保するため、農薬の使用時期及び使用方法その他の事項について農薬使用者が遵守すべき基準を定め、農薬使用者は、当該基準に違反して農薬を使用してはならないこと、

とした。なお、当該基準については、農業資材審議会に小委員会を設置し、策定作業を進めており、2月中にパブリックコメントを受け付けることとしている(第十二条第三項関係)。

5 罰則の強化

農薬の製造、輸入又は販売に関する規定に違反した者に対する罰則を、自然人については三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に、法人については一億円以下の罰金に強化するとともに、その他の罰則規定について、併せて見直すこととした(第十七条から第十九条まで関係)。

6 附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。なお、昨年末、施行期日を指定する政令が正式に閣議決定され、本年3月10日に施行されることとなった(附則第一条関係)。

以上が、今回の主な改正点である。

おわりに

昨年の無登録農薬の全国的な流通・使用された問題以来、国民からの農薬の安全使用に対する注目がいっそう強くなっているところであり、農林水産省としても今回の法改正の趣旨や内容の周知徹底を図るほか、農薬の正確な知識の普及、適正使用に向けた取り組み、積極的な情報提供等をよりいっそう行っていく所存であり、農薬使用者、地方自治体、関係機関の方々にもよりいっそうのご理解とご協力をお願いしたい。

なお、農薬取締法は、今回の通常国会で審議が予定されている食品安全基本法(仮称)および食品安全委員会(仮称)との関連で再度一部改正を行う予定である。